

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和5年2月3日(2023.2.3)

【公開番号】特開2020-128258(P2020-128258A)

【公開日】令和2年8月27日(2020.8.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-034

【出願番号】特願2020-17738(P2020-17738)

【国際特許分類】

B 6 5 D 33/16(2006.01)

10

B 6 5 D 90/00(2006.01)

B 6 5 D 88/22(2006.01)

B 6 5 D 43/04(2006.01)

B 6 5 D 45/32(2006.01)

【F I】

B 6 5 D 33/16

B 6 5 D 90/00 Z

B 6 5 D 88/22 A

B 6 5 D 43/04 100

B 6 5 D 45/32

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月26日(2023.1.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

30

バルクバッグ用のシールアセンブリシステムであって、

材料を保存するバッグであって、開口部を含むバッグにおいて、

前記バッグは内層及び外層を含み、前記内層はフォイル積層体であり、前記外層はポリプロピレンからできているリボン織り構造であるバッグと、

上端部と、それに対向する下端部と、前記上端部と前記下端部との間に延在する通路を画成する内壁を有する鍔であって、

前記鍔は、

前記上端部上の縁部と、

前記下端部上のウェブと、を有し、

前記鍔の前記ウェブは前記開口部において前記内層及び前記外層と一体化される鍔と

40

、前記鍔の前記縁部に解放自在に取り付けられて前記開口部におけるハーメチックシールを提供するよう構成される蓋であって、試料採取口と取外し可能なキャップであって、

前記試料採取口に取り付けられる場合に前記試料採取口を封止し、

前記蓋が前記鍔の前記縁部に取り付けられたまま、前記試料採取口から取り出される場合に前記材料へのアクセスを提供するよう構成されるキャップとを備える蓋と、を備える、

シールアセンブリシステム。

【請求項2】

前記蓋は、更に、前記蓋の上面に付着されるシールと前記取り外し可能なキャップとを

50

備える、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 3】

前記試料採取口はねじ付き接続部を含み、前記取り外し可能なキャップはねじ付きキャップである、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 4】

前記試料採取口はプラグ口であり、前記取り外し可能なキャップはプラグである、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 5】

前記プラグは前記プラグの上面に取り付けられるリングを備える、請求項 4 に記載のシールアセンブリシステム。

10

【請求項 6】

前記取り外し可能なキャップは、前記試料採取口に取り付けられる場合に、前記蓋の上面の下に凹部を形成する、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 7】

前記ウェブの一部は前記バッグの 1 つ以上の層同士の間で一体化される、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 8】

前記ウェブの一部は前記バッグの前記内層と一体化される、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

20

【請求項 9】

前記ウェブの一部は前記外層に結合され、前記外層は前記内層に結合される、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 10】

前記ウェブの一部は前記バッグの前記内層と結合される、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 11】

更に、前記鍔の一部を前記バッグの一部に固定する熱溶着を備える、請求項 1 に記載のシールアセンブリシステム。

【請求項 12】

ある量の材料を保持するよう構成されるバッグであって、

30

前記バッグの上面にある開口部と、

前記材料のための気密エンクロージャを提供するよう構成される内層であって、前記気密エンクロージャは前記開口部を介してアクセスできる内層と、

前記内層の周囲に位置決めされる外層であって、構造支持及びリボン織りとの整合性を提供する外層と、を備え、

前記開口部は、前記内層又は前記外層のうちの少なくとも 1 つによって形成されるネック部を含み、

上端部と、それと対向する下端部と、前記上端部と前記下端部との間に延在する通路を画成する内壁と、前記内壁と対向する外壁とを有し、前記通路のための厚さ及び直径を有する鍔であって、

前記鍔は前記ネック部の上に位置決めされ、前記内層又は前記外層のうちの少なくとも 1 つが前記鍔の縁部の上で折り返され、前記内層又は前記外層のうちの少なくとも 1 つは前記鍔の前記外壁上に折り返される鍔と、

前記鍔に解放自在に結合される蓋であって、前記鍔に取り付けられる場合に、前記蓋、前記外層、前記内層、及び前記鍔の前記縁部と共に押圧する力を印加する蓋において、試料採取口と取外し可能なキャップであって、

前記試料採取口に取り付けられる場合に前記試料採取口を封止し、

前記蓋が前記鍔に結合されたまま、前記試料採取口から取り出される場合に前記材料へのアクセスを提供するよう構成されるキャップとを備える蓋と、を備える、
バッグ。

50

【請求項 1 3】

前記蓋は、更に、前記蓋の上面に付着されるシールと前記取り外し可能なキャップとを備える、請求項 1 2 に記載のバッグ。

【請求項 1 4】

前記試料採取口はねじ付き接続部を含み、前記取り外し可能なキャップはねじ付きキャップである、請求項 1 2 に記載のバッグ。

【請求項 1 5】

前記試料採取口はプラグ口であり、前記取り外し可能なキャップはプラグである、請求項 1 2 に記載のバッグ。

【請求項 1 6】

前記プラグは前記プラグの上面に取り付けられるリングを備える、請求項 1 5 に記載のバッグ。

【請求項 1 7】

前記蓋の上面は第 1 の直径を有し、前記試料採取口は前記第 1 の直径よりも小さい第 2 の直径を有する、請求項 1 2 に記載のバッグ。

【請求項 1 8】

更に、前記内層又は前記外層のうちの 1 つを前記鍔の前記外壁に押し付けて、前記鍔からの前記蓋の取り外し時に連結を維持する圧縮部材を備える、請求項 1 2 に記載のバッグ。

【請求項 1 9】

前記蓋が前記鍔の前記縁部に結合される場合、前記鍔の前記縁部は前記外層の外装と当接し、且つ、前記蓋の底部は前記内層の内装と当接する、請求項 1 2 に記載のバッグ。

【請求項 2 0】

バルクバッグ用のシールアセンブリシステムであって、
材料を保存し、第 1 の端部と、それと対向する第 2 の端部とを有するバッグであって、
前記第 1 の端部に開口部を含むバッグにおいて、

前記バッグは内層及び外層を含み、前記内層はフォイル積層体であり、前記外層はポリプロピレンからできているリボン織り構造であるバッグと、

上端部と、それに対向する下端部と、前記上端部と前記下端部との間に延在する通路を画成する内壁を有する鍔であって、

前記鍔は、更に、外壁を含み、

前記鍔は、

前記上端部上の縁部と、

前記外壁から垂直で、外側にあるウェブと、

前記縁部と前記ウェブとの間の支持リブと、を有し、

前記鍔は、前記外層が前記内壁及び前記外壁と当接するように、前記バッグの一部の周囲に取り付けられる鍔と、

前記鍔の周囲に位置決めされて前記外層及び前記内層を前記鍔の前記外壁に向けて押し付けるよう構成される圧縮部材と、

第 1 の直径を持つ上面を有する蓋であって、前記鍔の前記縁部に解放自在に取り付けられて前記開口部におけるハーメチックシールを提供するよう構成される蓋と、を備え、前記縁部は前記外層と当接し、前記蓋は前記内層と当接し、前記蓋は前記外層及び前記内層が間にあって前記縁部と結合し、前記蓋は、前記第 1 の直径よりも小さい第 2 の直径を有する試料採取口と、取外し可能なキャップであって、

前記試料採取口に取り付けられる場合に前記試料採取口を封止し、

前記蓋が前記鍔の前記縁部に取り付けられたまま、前記試料採取口から取り出される場合に前記材料へのアクセスを提供するよう構成されるキャップとを備える、

シールアセンブリシステム。

10

20

30

40

50